

島根原子力発電所第2号機 審査資料	
資料番号	NS2-添1-013-05
提出年月日	2022年8月4日

## 島根原子力発電所第2号機 工事計画審査資料

### 計測制御系統施設のうち計測装置

(添付書類)

2022年8月

中国電力株式会社

## VI-1 説明書

VI-1-1 各発電用原子炉施設に共通の説明書

VI-1-1-5 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書

VI-1-1-5-4 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（計測制御系統施設）

## VI-6 図面

### 5.4 計測装置

- ・第5-4-1-1図 計測装置系統図（その1）
- ・第5-4-1-2図 計測装置系統図（その2）
- ・第5-4-1-3図 計測装置系統図（その3）
- ・第5-4-2-1図 計測装置の検出器の取付箇所を明示した図面（その1）
- ・第5-4-2-2図 計測装置の検出器の取付箇所を明示した図面（その2）
- ・第5-4-2-3図 計測装置の検出器の取付箇所を明示した図面（その3）
- ・第5-4-2-4図 計測装置の検出器の取付箇所を明示した図面（その4）
- ・第5-4-2-5図 計測装置の検出器の取付箇所を明示した図面（その5）
- ・第5-4-2-6図 計測装置の検出器の取付箇所を明示した図面（その6）
- ・第5-4-2-7図 計測装置の検出器の取付箇所を明示した図面（その7）
- ・第5-4-2-8図 計測装置の検出器の取付箇所を明示した図面（その8）

#### 4. 計測装置

##### 4.1 起動領域計測装置（中性子源領域計測装置、中間領域計測装置）及び出力領域計測装置

名 称	中性子源領域計装	
個 数	一	4
<b>【設 定 根 抠】</b>		
(概 要)		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・設計基準対象施設 中性子源領域計装は、設計基準対象施設として炉心における中性子束密度を計測するとともに、計測結果を表示し、記録し、及び保存するために設置する。</li> </ul>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・重大事故等対処設備 重大事故等時に計測制御系統施設のうち計測装置として使用する中性子源領域計装は、以下の機能を有する。  中性子源領域計装は、重大事故等が発生し、計測機器（非常用のものを含む。）の故障により当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測することが困難となった場合において、当該パラメータを推定するために有効な情報を把握するために設置する。 中性子源領域計装の装置の構成、計測範囲等については、VI-1-5-1「計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書」による。</li> </ul>		
<p>1. 個数の設定根拠</p> <p>中性子源領域計装は、設計基準対象施設として炉心における中性子束密度を計測するために必要な個数であり、当該中性子束密度を計測可能なように4個設置する。</p> <p>中性子源領域計装は、設計基準対象施設として4個設置しているものを重大事故等対処設備として使用する。</p>		

名 称	中間領域計装	
個 数	一	8
<b>【設 定 根 抠】</b>		
(概 要)		
・ 設計基準対象施設 中間領域計装は、設計基準対象施設として炉心における中性子束密度を計測するとともに、計測結果を表示し、記録し、及び保存するために設置する。		
・ 重大事故等対処設備 重大事故等時に計測制御系統施設のうち計測装置として使用する中間領域計装は、以下の機能を有する。		
中間領域計装は、重大事故等が発生し、計測機器（非常用のものを含む。）の故障により当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測することが困難となった場合において、当該パラメータを推定するために有効な情報を把握するために設置する。		
中間領域計装の装置の構成、計測範囲等については、VI-1-5-1「計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書」による。		
1. 個数の設定根拠 中間領域計装は、設計基準対象施設として炉心における中性子束密度を計測するために必要な個数であり、当該中性子束密度を計測可能なように 8 個設置する。		
中間領域計装は、設計基準対象施設として 8 個設置しているものを重大事故等対処設備として使用する。		

名 称	出力領域計装	
個 数	一	93
<b>【設 定 根 拠】</b>		
(概 要)		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・設計基準対象施設</li> </ul> <p>出力領域計装は、設計基準対象施設として炉心における中性子束密度を計測するとともに、計測結果を表示し、記録し、及び保存するために設置する。</p>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・重大事故等対処設備</li> </ul> <p>重大事故等時に計測制御系統施設のうち計測装置として使用する出力領域計装は、以下の機能を有する。</p> <p>出力領域計装は、重大事故等が発生し、計測機器（非常用のものを含む。）の故障により当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測することが困難となった場合において、当該パラメータを推定するために有効な情報を把握するために設置する。</p> <p>出力領域計装の装置の構成、計測範囲等については、VI-1-5-1「計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書」による。</p>		
<p>1. 個数の設定根拠</p> <p>出力領域計装は、設計基準対象施設として炉心における中性子束密度を計測するために必要な個数であり、当該中性子束密度を計測可能なように 4 個の検出器で構成される検出器集合体を 31 本設置し、合計 124 個設置する。</p> <p>出力領域計装は、設計基準対象施設として 124 個設置しているもののうち平均出力領域計装に信号を送る 93 個の検出器を重大事故等対処設備として使用する。</p>		

4.2 原子炉圧力容器本体の入口又は出口の原子炉冷却材の圧力、温度又は流量（代替注水の流量を含む。）を計測する装置

名 称	残留熱除去ポンプ出口圧力	
個 数	一	3

【設 定 根 抠】

(概 要)

- ・設計基準対象施設

残留熱除去ポンプ出口圧力は、設計基準対象施設として原子炉冷却材の圧力を計測するために設置する。

- ・重大事故等対処設備

重大事故等時に計測制御系統施設のうち計測装置として使用する残留熱除去ポンプ出口圧力は、以下の機能を有する。

残留熱除去ポンプ出口圧力は、重大事故等が発生し、計測機器（非常用のものを含む。）の故障により当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測することが困難となった場合において、当該パラメータを推定するために有効な情報を把握するために設置する。

残留熱除去ポンプ出口圧力の装置の構成、計測範囲等については、VI-1-5-1「計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書」による。

1. 個数の設定根拠

残留熱除去ポンプ出口圧力は、設計基準対象施設として当該圧力を計測するために必要な個数であり、各系統の当該圧力を計測可能なように各 1 個とし、合計 3 個設置する。

残留熱除去ポンプ出口圧力は、設計基準対象施設として 3 個設置しているものを重大事故等対処設備として使用する。

名 称	低圧炉心スプレイポンプ出口圧力	
個 数	一	1
<b>【設 定 根 抠】</b>		
(概 要)		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・設計基準対象施設 低圧炉心スプレイポンプ出口圧力は、設計基準対象施設として原子炉冷却材の圧力を計測するために設置する。</li> </ul>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・重大事故等対処設備 重大事故等時に計測制御系統施設のうち計測装置として使用する低圧炉心スプレイポンプ出口圧力は、以下の機能を有する。  低圧炉心スプレイポンプ出口圧力は、重大事故等が発生し、計測機器（非常用のものを含む。）の故障により当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測することが困難となった場合において、当該パラメータを推定するために有効な情報を把握するために設置する。 低圧炉心スプレイポンプ出口圧力の装置の構成、計測範囲等については、VI-1-5-1「計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書」による。</li> </ul>		
<p>1. 個数の設定根拠 低圧炉心スプレイポンプ出口圧力は、設計基準対象施設として当該圧力を計測するために必要な個数であり、当該圧力を計測可能なように1個設置する。</p> <p>低圧炉心スプレイポンプ出口圧力は、設計基準対象施設として1個設置しているものを重大事故等対処設備として使用する。</p>		

名 称	残留熱除去系熱交換器入口温度	
個 数	一	2
<b>【設 定 根 抠】</b>		
(概 要)		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・設計基準対象施設 　　残留熱除去系熱交換器入口温度は、設計基準対象施設として原子炉冷却材の温度を計測するため設置する。</li> <li>・重大事故等対処設備 　　重大事故等時に計測制御系統施設のうち計測装置として使用する残留熱除去系熱交換器入口温度は、以下の機能を有する。             残留熱除去系熱交換器入口温度は、重大事故等が発生し、計測機器（非常用のものを含む。）の故障により当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測することが困難となった場合において、当該パラメータを推定するために有効な情報を把握するために設置する。            残留熱除去系熱交換器入口温度の装置の構成、計測範囲等については、VI-1-5-1「計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書」による。         </li> </ul>		
1. 個数の設定根拠		
残留熱除去系熱交換器入口温度は、設計基準対象施設として当該温度を計測するために必要な個数であり、各系統の当該温度を計測可能なように各 1 個とし、合計 2 個設置する。  残留熱除去系熱交換器入口温度は、設計基準対象施設として 2 個設置しているものを重大事故等対処設備として使用する。		

名 称	残留熱除去系熱交換器出口温度	
個 数	一	2
<b>【設 定 根 抠】</b>		
(概 要)		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・設計基準対象施設 　　残留熱除去系熱交換器出口温度は、設計基準対象施設として原子炉冷却材の温度を計測するため設置する。</li> <li>・重大事故等対処設備 　　重大事故等時に計測制御系統施設のうち計測装置として使用する残留熱除去系熱交換器出口温度は、以下の機能を有する。             残留熱除去系熱交換器出口温度は、重大事故等が発生し、計測機器（非常用のものを含む。）の故障により当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測することが困難となった場合において、当該パラメータを推定するために有効な情報を把握するために設置する。         </li> </ul>		
残留熱除去系熱交換器出口温度の装置の構成、計測範囲等については、VI-1-5-1「計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書」による。		
1. 個数の設定根拠 残留熱除去系熱交換器出口温度は、設計基準対象施設として当該温度を計測するために必要な個数であり、各系統の当該温度を計測可能なように各 1 個とし、合計 2 個設置する。 残留熱除去系熱交換器出口温度は、設計基準対象施設として 2 個設置しているものを重大事故等対処設備として使用する。		

名 称	残留熱除去ポンプ出口流量	
個 数	一	3
<b>【設 定 根 抠】</b>		
(概 要)		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・設計基準対象施設</li> </ul> <p>　　残留熱除去ポンプ出口流量は、設計基準対象施設として原子炉冷却材の流量及び原子炉格納容器本体への冷却材流量を計測するために設置する。</p>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・重大事故等対処設備</li> </ul> <p>　　重大事故等時に計測制御系統施設のうち計測装置として使用する残留熱除去ポンプ出口流量は、以下の機能を有する。</p>		
<p>　　残留熱除去ポンプ出口流量は、重大事故等が発生し、計測機器（非常用のものを含む。）の故障により当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測することが困難となった場合において、当該パラメータを推定するために有効な情報を把握するために設置する。</p>		
<p>　　残留熱除去ポンプ出口流量の装置の構成、計測範囲等については、VI-1-5-1「計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書」による。</p>		
<p>1. 個数の設定根拠</p> <p>　　残留熱除去ポンプ出口流量は、設計基準対象施設として当該流量を計測するために必要な個数であり、各系統の当該流量を計測可能なように各 1 個とし、合計 3 個設置する。</p> <p>　　残留熱除去ポンプ出口流量は、設計基準対象施設として 3 個設置しているものを重大事故等対処設備として使用する。</p>		

名 称	原子炉隔離時冷却ポンプ出口流量	
個 数	一	1
<b>【設 定 根 抠】</b>		
(概 要)		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・設計基準対象施設</li> </ul> <p>原子炉隔離時冷却ポンプ出口流量は、設計基準対象施設として原子炉冷却材の流量を計測するために設置する。</p>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・重大事故等対処設備</li> </ul> <p>重大事故等時に計測制御系統施設のうち計測装置として使用する原子炉隔離時冷却ポンプ出口流量は、以下の機能を有する。</p> <p>原子炉隔離時冷却ポンプ出口流量は、重大事故等が発生し、計測機器（非常用のものを含む。）の故障により当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測することが困難となった場合において、当該パラメータを推定するために有効な情報を把握するために設置する。</p> <p>原子炉隔離時冷却ポンプ出口流量の装置の構成、計測範囲等については、VI-1-5-1「計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書」による。</p>		
<p>1. 個数の設定根拠</p> <p>原子炉隔離時冷却ポンプ出口流量は、設計基準対象施設として当該流量を計測するために必要な個数であり、当該流量を計測可能なように1個設置する。</p> <p>原子炉隔離時冷却ポンプ出口流量は、設計基準対象施設として1個設置しているものを重大事故等対処設備として使用する。</p>		

名 称	高圧炉心スプレイポンプ出口流量	
個 数	一	1
<b>【設 定 根 抠】</b>		
(概 要)		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・設計基準対象施設</li> </ul> <p>高压炉心スプレイポンプ出口流量は、設計基準対象施設として原子炉冷却材の流量を計測するために設置する。</p>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・重大事故等対処設備</li> </ul> <p>重大事故等時に計測制御系統施設のうち計測装置として使用する高压炉心スプレイポンプ出口流量は、以下の機能を有する。</p> <p>高压炉心スプレイポンプ出口流量は、重大事故等が発生し、計測機器（非常用のものを含む。）の故障により当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測することが困難となった場合において、当該パラメータを推定するために有効な情報を把握するために設置する。</p> <p>高压炉心スプレイポンプ出口流量の装置の構成、計測範囲等については、VI-1-5-1「計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書」による。</p>		
<p>1. 個数の設定根拠</p> <p>高压炉心スプレイポンプ出口流量は、設計基準対象施設として当該流量を計測するために必要な個数であり、当該流量を計測可能なように1個設置する。</p> <p>高压炉心スプレイポンプ出口流量は、設計基準対象施設として1個設置しているものを重大事故等対処設備として使用する。</p>		

名 称	低圧炉心スプレイポンプ出口流量	
個 数	一	1
<b>【設 定 根 抠】</b>		
(概 要)		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・設計基準対象施設 低圧炉心スプレイポンプ出口流量は、設計基準対象施設として原子炉冷却材の流量を計測するために設置する。</li> </ul>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・重大事故等対処設備 重大事故等時に計測制御系統施設のうち計測装置として使用する低圧炉心スプレイポンプ出口流量は、以下の機能を有する。</li> </ul>		
<p>低圧炉心スプレイポンプ出口流量は、重大事故等が発生し、計測機器（非常用のものを含む。）の故障により当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測することが困難となった場合において、当該パラメータを推定するために有効な情報を把握するために設置する。</p>		
<p>低圧炉心スプレイポンプ出口流量の装置の構成、計測範囲等については、VI-1-5-1「計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書」による。</p>		
<p>1. 個数の設定根拠</p> <p>低圧炉心スプレイポンプ出口流量は、設計基準対象施設として当該流量を計測するために必要な個数であり、当該流量を計測可能なように1個設置する。</p> <p>低圧炉心スプレイポンプ出口流量は、設計基準対象施設として1個設置しているものを重大事故等対処設備として使用する。</p>		

名 称	高压原子炉代替注水流量	
個 数	一	1
<b>【設 定 根 抠】</b>		
(概 要)		
・重大事故等対処設備 重大事故等時に計測制御系統施設のうち計測装置として使用する高压原子炉代替注水流量は、以下の機能を有する。		
高压原子炉代替注水流量は、重大事故等が発生し、計測機器（非常用のものを含む。）の故障により当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測することが困難となった場合において、当該パラメータを推定するために有効な情報を把握するために設置する。		
高压原子炉代替注水流量の装置の構成、計測範囲等については、VI-1-5-1「計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書」による。		
1. 個数の設定根拠 高压原子炉代替注水流量は、重大事故等対処設備として当該流量を計測するために必要な個数であり、当該流量を計測可能なように1個設置する。		

名 称	代替注水流量（常設）	
個 数	一	1
<b>【設 定 根 抠】</b>		
(概 要)		
・重大事故等対処設備 重大事故等時に計測制御系統施設のうち計測装置として使用する代替注水流量（常設）は、以下の機能を有する。		
代替注水流量（常設）は、重大事故等が発生し、計測機器（非常用のものを含む。）の故障により当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測することが困難となった場合において、当該パラメータを推定するために有効な情報を把握するために設置する。		
代替注水流量（常設）の装置の構成、計測範囲等については、VI-1-5-1「計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書」による。		
1. 個数の設定根拠 代替注水流量（常設）は、重大事故等対処設備として当該流量を計測するために必要な個数であり、当該流量を計測可能なように 1 個設置する。		

名 称	低圧原子炉代替注水流量	
個 数	一	2

**【設 定 根 抠】**

(概 要)

- 重大事故等対処設備

重大事故等時に計測制御系統施設のうち計測装置として使用する低圧原子炉代替注水流量は、以下の機能を有する。

低圧原子炉代替注水流量は、重大事故等が発生し、計測機器（非常用のものを含む。）の故障により当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測することが困難となった場合において、当該パラメータを推定するために有効な情報を把握するために設置する。

低圧原子炉代替注水流量の装置の構成、計測範囲等については、VI-1-5-1「計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書」による。

1. 個数の設定根拠

低圧原子炉代替注水流量は、重大事故等対処設備として当該流量を計測するために必要な個数であり、当該流量を計測可能なように 2 個設置する。

名 称	低圧原子炉代替注水流量（狭帯域用）	
個 数	一	2
<b>【設 定 根 抠】</b>		
(概 要)		
・重大事故等対処設備 重大事故等時に計測制御系統施設のうち計測装置として使用する低圧原子炉代替注水流量（狭帯域用）は、以下の機能を有する。		
低圧原子炉代替注水流量（狭帯域用）は、重大事故等が発生し、計測機器（非常用のものを含む。）の故障により当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測することが困難となった場合において、当該パラメータを推定するために有効な情報を把握するために設置する。		
低圧原子炉代替注水流量（狭帯域用）の装置の構成、計測範囲等については、VI-1-5-1「計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書」による。		
1. 個数の設定根拠 低圧原子炉代替注水流量（狭帯域用）は、重大事故等対処設備として当該流量を計測するために必要な個数であり、当該流量を計測可能なように 2 個設置する。		

名 称	残留熱代替除去系原子炉注水流量	
個 数	一	1
<b>【設 定 根 抠】</b>		
(概 要)		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・重大事故等対処設備</li> </ul> <p>重大事故等時に計測制御系統施設のうち計測装置として使用する残留熱代替除去系原子炉注水流量は、以下の機能を有する。</p>		
<p>残留熱代替除去系原子炉注水流量は、重大事故等が発生し、計測機器（非常用のものを含む。）の故障により当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測することが困難となった場合において、当該パラメータを推定するために有効な情報を把握するために設置する。</p> <p>残留熱代替除去系原子炉注水流量の装置の構成、計測範囲等については、VI-1-5-1「計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書」による。</p>		
<p>1. 個数の設定根拠</p> <p>残留熱代替除去系原子炉注水流量は、重大事故等対処設備として当該流量を計測するためには必要な個数であり、当該流量を計測可能なように 1 個設置する。</p>		

#### 4.3 原子炉圧力容器本体内の圧力又は水位を計測する装置

名 称	原子炉圧力	
個 数	一	2

##### 【設 定 根 抠】

###### (概 要)

- ・設計基準対象施設

原子炉圧力は、設計基準対象施設として原子炉圧力容器内の圧力を計測するために設置する。

- ・重大事故等対処設備

重大事故等時に計測制御系統施設のうち計測装置として使用する原子炉圧力は、以下の機能を有する。

原子炉圧力は、重大事故等が発生し、計測機器（非常用のものを含む。）の故障により当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測することが困難となった場合において、当該パラメータを推定するために有効な情報を把握するために設置する。

原子炉圧力の装置の構成、計測範囲等については、VI-1-5-1「計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書」による。

##### 1. 個数の設定根拠

原子炉圧力は、設計基準対象施設として当該圧力を計測するために必要な個数であり、当該圧力を計測可能なように8個設置する。

原子炉圧力は、設計基準対象施設として8個設置しているもののうち2個を重大事故等対処設備として使用する。

名 称	原子炉圧力 (S A)	
個 数	一	1
<b>【設 定 根 抠】</b>		
(概 要)		
・重大事故等対処設備		
重大事故等時に計測制御系統施設のうち計測装置として使用する原子炉圧力 (S A) は、以下の機能を有する。		
原子炉圧力 (S A) は、重大事故等が発生し、計測機器（非常用のものを含む。）の故障により当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測することが困難となった場合において、当該パラメータを推定するために有効な情報を把握するために設置する。		
原子炉圧力 (S A) の装置の構成、計測範囲等については、VI-1-5-1 「計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書」による。		
1. 個数の設定根拠		
原子炉圧力 (S A) は、重大事故等対処設備として当該圧力を計測するために必要な個数であり、当該圧力を計測可能なように 1 個を設置する。		

名 称	原子炉水位（広帯域）	
個 数	一	2
<b>【設 定 根 抠】</b>		
(概 要)		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・設計基準対象施設 原子炉水位（広帯域）は、設計基準対象施設として原子炉圧力容器内の水位を計測するとともに、計測結果を表示し、記録し、及び保存するために設置する。</li> <li>・重大事故等対処設備 重大事故等時に計測制御系統施設のうち計測装置として使用する原子炉水位（広帯域）は、以下の機能を有する。</li> </ul>		
<p>原子炉水位（広帯域）は、重大事故等が発生し、計測機器（非常用のものを含む。）の故障により当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測することが困難となった場合において、当該パラメータを推定するために有効な情報を把握するために設置する。</p> <p>原子炉水位（広帯域）の装置の構成、計測範囲等については、VI-1-5-1「計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書」による。</p>		
<p>1. 個数の設定根拠</p> <p>原子炉水位（広帯域）は、設計基準対象施設として当該水位を計測するために必要な個数であり、当該水位を計測可能なように 18 個設置する。</p> <p>原子炉水位（広帯域）は、設計基準対象施設として 18 個設置しているもののうち 2 個を重大事故等対処設備として使用する。</p>		

名 称	原子炉水位（燃料域）	
個 数	一	2
<b>【設 定 根 抠】</b>		
(概 要)		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・設計基準対象施設 原子炉水位（燃料域）は、設計基準対象施設として原子炉圧力容器内の水位を計測するとともに、計測結果を表示し、記録し、及び保存するために設置する。</li> </ul>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・重大事故等対処設備 重大事故等時に計測制御系統施設のうち計測装置として使用する原子炉水位（燃料域）は、以下の機能を有する。</li> </ul>		
<p>原子炉水位（燃料域）は、重大事故等が発生し、計測機器（非常用のものを含む。）の故障により当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測することが困難となった場合において、当該パラメータを推定するために有効な情報を把握するために設置する。</p>		
<p>原子炉水位（燃料域）の装置の構成、計測範囲等については、VI-1-5-1「計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書」による。</p>		
<p>1. 個数の設定根拠 原子炉水位（燃料域）は、設計基準対象施設として当該水位を計測するために必要な個数であり、当該水位を計測可能なように2個設置する。</p>		
<p>原子炉水位（燃料域）は、設計基準対象施設として2個設置しているものを重大事故等対処設備として使用する。</p>		

名	称	原子炉水位（S A）
個 数	—	1

**【設 定 根 抠】**

(概 要)

- 重大事故等対処設備

重大事故等時に計測制御系統施設のうち計測装置として使用する原子炉水位（S A）は、以下の機能を有する。

原子炉水位（S A）は、重大事故等が発生し、計測機器（非常用のものを含む。）の故障により当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測することが困難となった場合において、当該パラメータを推定するために有効な情報を把握するために設置する。

原子炉水位（S A）の装置の構成、計測範囲等については、VI-1-5-1「計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書」による。

1. 個数の設定根拠

原子炉水位（S A）は、重大事故等対処設備として当該水位を計測するために必要な個数であり、当該水位を計測可能なように 1 個設置する。

#### 4.4 原子炉格納容器本体内の圧力、温度、酸素ガス濃度又は水素ガス濃度を計測する装置

名	称	ドライウェル圧力 (S A)
個 数	—	2

##### 【設 定 根 抠】

###### (概 要)

- 重大事故等対処設備

重大事故等時に計測制御系統施設のうち計測装置として使用するドライウェル圧力 (S A) は、以下の機能を有する。

ドライウェル圧力 (S A) は、重大事故等が発生し、計測機器（非常用のものを含む。）の故障により当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測することが困難となった場合において、当該パラメータを推定するために有効な情報を把握するために設置する。

ドライウェル圧力 (S A) の装置の構成、計測範囲等については、VI-1-5-1 「計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書」による。

###### 1. 個数の設定根拠

ドライウェル圧力 (S A) は、重大事故等対処設備として当該圧力を計測するために必要な個数であり、当該圧力を計測可能なように 2 個設置する。

名 称	サプレッションチェンバ圧力 (S A)	
個 数	一	2
<b>【設 定 根 抠】</b>		
(概 要)		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・重大事故等対処設備</li> </ul> <p>重大事故等時に計測制御系統施設のうち計測装置として使用するサプレッションチェンバ圧力 (S A) は、以下の機能を有する。</p>		
<p>サプレッションチェンバ圧力 (S A) は、重大事故等が発生し、計測機器（非常用のものを含む。）の故障により当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測することが困難となった場合において、当該パラメータを推定するために有効な情報を把握するために設置する。</p> <p>サプレッションチェンバ圧力 (S A) の装置の構成、計測範囲等については、VI-1-5-1 「計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書」による。</p>		
<p>1. 個数の設定根拠</p> <p>サプレッションチェンバ圧力 (S A) は、重大事故等対処設備として当該圧力を計測するために必要な個数であり、当該圧力を計測可能なように 2 個設置する。</p>		

名 称	ドライウェル温度 (S A)	
個 数	一	7
<b>【設 定 根 抠】</b>		
(概 要)		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・重大事故等対処設備</li> </ul> <p>重大事故等時に計測制御系統施設のうち計測装置として使用するドライウェル温度 (S A) は、以下の機能を有する。</p>		
<p>ドライウェル温度 (S A) は、重大事故等が発生し、計測機器（非常用のものを含む。）の故障により当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測することが困難となった場合において、当該パラメータを推定するために有効な情報を把握するために設置する。</p> <p>ドライウェル温度 (S A) の装置の構成、計測範囲等については、VI-1-5-1 「計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書」による。</p>		
<p>1. 個数の設定根拠</p> <p>ドライウェル温度 (S A) は、重大事故等対処設備として当該温度を計測するために必要な個数であり、当該温度を計測可能なように 7 個設置する。</p>		

名 称	ペデスタル温度 (S A)	
個 数	一	2
<b>【設 定 根 抠】</b>		
(概 要)		
・重大事故等対処設備		
重大事故等時に計測制御系統施設のうち計測装置として使用するペデスタル温度 (S A) は、以下の機能を有する。		
ペデスタル温度 (S A) は、重大事故等が発生し、計測機器（非常用のものを含む。）の故障により当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測することが困難となった場合において、当該パラメータを推定するために有効な情報を把握するために設置する。		
ペデスタル温度 (S A) の装置の構成、計測範囲等については、VI-1-5-1「計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書」による。		
1. 個数の設定根拠		
ペデスタル温度 (S A) は、重大事故等対処設備として当該温度を計測するために必要な個数であり、当該温度を計測可能なように 2 個設置する。		

名 称	ペデスタル水温度（S A）	
個 数	一	2

**【設 定 根 抠】**

(概 要)

- 重大事故等対処設備

重大事故等時に計測制御系統施設のうち計測装置として使用するペデスタル水温度（S A）は、以下の機能を有する。

ペデスタル水温度（S A）は、重大事故等が発生し、計測機器（非常用のものを含む。）の故障により当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測することが困難となった場合において、当該パラメータを推定するために有効な情報を把握するために設置する。

ペデスタル水温度（S A）の装置の構成、計測範囲等については、VI-1-5-1「計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書」による。

1. 個数の設定根拠

ペデスタル水温度（S A）は、重大事故等対処設備として当該温度を計測するために必要な個数であり、当該温度を計測可能なように 2 個設置する。

名 称	サプレッションチェンバ温度 (S A)	
個 数	一	2
<b>【設 定 根 抠】</b>		
(概 要)		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・重大事故等対処設備</li> </ul> <p>重大事故等時に計測制御系統施設のうち計測装置として使用するサプレッションチェンバ温度 (S A) は、以下の機能を有する。</p>		
<p>サプレッションチェンバ温度 (S A) は、重大事故等が発生し、計測機器（非常用のものを含む。）の故障により当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測することが困難となった場合において、当該パラメータを推定するために有効な情報を把握するために設置する。</p> <p>サプレッションチェンバ温度 (S A) の装置の構成、計測範囲等については、VI-1-5-1「計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書」による。</p>		
<p>1. 個数の設定根拠</p> <p>サプレッションチェンバ温度 (S A) は、重大事故等対処設備として当該温度を計測するために必要な個数であり、当該温度を計測可能なように 2 個設置する。</p>		

名 称	サプレッションプール水温度（S A）	
個 数	一	2
<b>【設 定 根 抠】</b>		
(概 要)		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・重大事故等対処設備</li> </ul> <p>重大事故等時に計測制御系統施設のうち計測装置として使用するサプレッションプール水温度（S A）は、以下の機能を有する。</p>		
<p>サプレッションプール水温度（S A）は、重大事故等が発生し、計測機器（非常用のものを含む。）の故障により当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測することが困難となった場合において、当該パラメータを推定するために有効な情報を把握するために設置する。</p> <p>サプレッションプール水温度（S A）の装置の構成、計測範囲等については、VI-1-5-1「計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書」による。</p>		
<p>1. 個数の設定根拠</p> <p>サプレッションプール水温度（S A）は、重大事故等対処設備として当該温度を計測するために必要な個数であり、当該温度を計測可能なように 2 個設置する。</p>		

名 称	格納容器酸素濃度	
個 数	一	1
<b>【設 定 根 拠】</b>		
(概 要)		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・設計基準対象施設 格納容器酸素濃度は、設計基準対象施設として原子炉格納容器内における酸素濃度を計測するとともに、計測結果を表示し、記録し、及び保存するために設置する。</li> <li>・重大事故等対処設備 重大事故等時に計測制御系統施設のうち計測装置として使用する格納容器酸素濃度は、以下の機能を有する。  格納容器酸素濃度は、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器内における水素爆発による破損を防止するために必要な設備として設置する。 また、格納容器酸素濃度は、重大事故等が発生し、計測機器（非常用のものを含む。）の故障により当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測することが困難となった場合において、当該パラメータを推定するために有効な情報を把握するために設置する。 格納容器酸素濃度の装置の構成、計測範囲等については、VI-1-5-1「計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書」による。</li> </ul>		
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 個数の設定根拠 格納容器酸素濃度は、設計基準対象施設として当該酸素濃度を計測するために必要な個数であり、当該酸素濃度を計測可能なように 2 個設置する。 格納容器酸素濃度は、設計基準対象施設として 2 個設置しているもののうち 1 個を重大事故等対処設備として使用する。</li> </ol>		

名 称	格納容器酸素濃度（S A）	
個 数	一	1
<b>【設 定 根 拠】</b>		
(概 要)		
・重大事故等対処設備		
重大事故等時に計測制御系統施設のうち計測装置として使用する格納容器酸素濃度（S A）は、以下の機能を有する。		
格納容器酸素濃度（S A）は、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器内における水素爆発による破損を防止するために必要な設備として設置する。		
また、格納容器酸素濃度（S A）は、重大事故等が発生し、計測機器（非常用のものを含む。）の故障により当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測することが困難となった場合において、当該パラメータを推定するために有効な情報を把握するために設置する。		
格納容器酸素濃度（S A）の装置の構成、計測範囲等については、VI-1-5-1「計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書」による。		
1. 個数の設定根拠		
格納容器酸素濃度（S A）は、重大事故等対処設備として当該酸素濃度を計測するために必要な個数であり、当該酸素濃度を計測可能なように1個を設置する。		

名 称	格納容器水素濃度	
個 数	一	1
<b>【設 定 根 抠】</b>		
(概 要)		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・設計基準対象施設 格納容器水素濃度は、設計基準対象施設として原子炉格納容器内における水素濃度を計測するとともに、計測結果を表示し、記録し、及び保存するために設置する。</li> <li>・重大事故等対処設備 重大事故等時に計測制御系統施設のうち計測装置として使用する格納容器水素濃度は、以下の機能を有する。  格納容器水素濃度は、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器内における水素爆発による破損を防止するために必要な設備として設置する。 また、格納容器水素濃度は、重大事故等が発生し、計測機器（非常用のものを含む。）の故障により当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測することが困難となった場合において、当該パラメータを推定するために有効な情報を把握するために設置する。 格納容器水素濃度の装置の構成、計測範囲等については、VI-1-5-1「計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書」による。</li> </ul>		
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 個数の設定根拠 格納容器水素濃度は、設計基準対象施設として当該水素濃度を計測するために必要な個数であり、当該水素濃度を計測可能なように 2 個設置する。 格納容器水素濃度は、設計基準対象施設として 2 個設置しているもののうち 1 個を重大事故等対処設備として使用する。</li> </ol>		

名 称	格納容器水素濃度（S A）	
個 数	一	1
<b>【設 定 根 拠】</b>		
(概 要)		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・重大事故等対処設備</li> </ul> <p>重大事故等時に計測制御系統施設のうち計測装置として使用する格納容器水素濃度（S A）は、以下の機能を有する。</p>		
<p>格納容器水素濃度（S A）は、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器内における水素爆発による破損を防止するために必要な設備として設置する。</p> <p>また、格納容器水素濃度（S A）は、重大事故等が発生し、計測機器（非常用のものを含む。）の故障により当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測することが困難となった場合において、当該パラメータを推定するために有効な情報を把握するために設置する。</p> <p>格納容器水素濃度（S A）の装置の構成、計測範囲等については、VI-1-5-1「計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書」による。</p>		
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 個数の設定根拠</li> </ol> <p>格納容器水素濃度（S A）は、重大事故等対処設備として当該水素濃度を計測するために必要な個数であり、当該水素濃度を計測可能なように1個を設置する。</p>		

#### 4.5 非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備に係る容器内又は貯蔵槽内の水位を計測する装置

名 称	低圧原子炉代替注水槽水位	
個 数	一	1

##### 【設 定 根 抠】

###### (概 要)

- 重大事故等対処設備

重大事故等時に計測制御系統施設のうち計測装置として使用する低圧原子炉代替注水槽水位は、以下の機能を有する。

低圧原子炉代替注水槽水位は、重大事故等が発生し、計測機器（非常用のものを含む。）の故障により当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測することが困難となった場合において、当該パラメータを推定するために有効な情報を把握するために設置する。

低圧原子炉代替注水槽水位の装置の構成、計測範囲等については、VI-1-5-1「計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書」による。

###### 1. 個数の設定根拠

低圧原子炉代替注水槽水位は、重大事故等対処設備として当該水位を計測するために必要な個数であり、当該水位を計測可能なように1個設置する。

#### 4.6 原子炉格納容器本体への冷却材流量を計測する装置

名 称	格納容器代替スプレイ流量	
個 数	一	2

##### 【設 定 根 拠】

(概 要)

- 重大事故等対処設備

重大事故等時に計測制御系統施設のうち計測装置として使用する格納容器代替スプレイ流量は、以下の機能を有する。

格納容器代替スプレイ流量は、重大事故等が発生し、計測機器（非常用のものを含む。）の故障により当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測することが困難となった場合において、当該パラメータを推定するために有効な情報を把握するために設置する。

格納容器代替スプレイ流量の装置の構成、計測範囲等については、VI-1-5-1「計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書」による。

##### 1. 個数の設定根拠

格納容器代替スプレイ流量は、重大事故等対処設備として当該流量を計測するために必要な個数であり、当該流量を計測可能なように2個設置する。

名 称	ペデスタル代替注水流量	
個 数	一	2
<b>【設 定 根 抠】</b>		
(概 要)		
・重大事故等対処設備		
重大事故等時に計測制御系統施設のうち計測装置として使用するペデスタル代替注水流量は、以下の機能を有する。		
ペデスタル代替注水流量は、重大事故等が発生し、計測機器（非常用のものを含む。）の故障により当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測することが困難となった場合において、当該パラメータを推定するために有効な情報を把握するために設置する。		
ペデスタル代替注水流量の装置の構成、計測範囲等については、VI-1-5-1「計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書」による。		
1. 個数の設定根拠		
ペデスタル代替注水流量は、重大事故等対処設備として当該流量を計測するために必要な個数であり、当該流量を計測可能なように 2 個設置する。		

名 称	ペデスタル代替注水流量（狭帯域用）	
個 数	一	2
<b>【設 定 根 抠】</b>		
(概 要)		
・重大事故等対処設備 重大事故等時に計測制御系統施設のうち計測装置として使用するペデスタル代替注水流量（狭帯域用）は、以下の機能を有する。		
<p>ペデスタル代替注水流量（狭帯域用）は、重大事故等が発生し、計測機器（非常用のものを含む。）の故障により当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測することが困難となった場合において、当該パラメータを推定するために有効な情報を把握するために設置する。</p> <p>ペデスタル代替注水流量（狭帯域用）の装置の構成、計測範囲等については、VI-1-5-1「計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書」による。</p>		
1. 個数の設定根拠 ペデスタル代替注水流量（狭帯域用）は、重大事故等対処設備として当該流量を計測するために必要な個数であり、当該流量を計測可能なように2個設置する。		

名 称	残留熱代替除去系格納容器スプレイ流量	
個 数	一	1
<b>【設 定 根 抠】</b>		
(概 要)		
・重大事故等対処設備 重大事故等時に計測制御系統施設のうち計測装置として使用する残留熱代替除去系格納容器スプレイ流量は、以下の機能を有する。		
残留熱代替除去系格納容器スプレイ流量は、重大事故等が発生し、計測機器（非常用のものを含む。）の故障により当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測することが困難となった場合において、当該パラメータを推定するために有効な情報を把握するために設置する。		
残留熱代替除去系格納容器スプレイ流量の装置の構成、計測範囲等については、VI-1-5-1「計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書」による。		
1. 個数の設定根拠 残留熱代替除去系格納容器スプレイ流量は、重大事故等対処設備として当該流量を計測するためには必要な個数であり、当該流量を計測可能なように1個設置する。		

#### 4.7 原子炉格納容器本体の水位を計測する装置

名	称	ドライウェル水位
個 数	—	3

##### 【設 定 根 抠】

###### (概 要)

- 重大事故等対処設備

重大事故等時に計測制御系統施設のうち計測装置として使用するドライウェル水位は、以下の機能を有する。

ドライウェル水位は、重大事故等が発生し、計測機器（非常用のものを含む。）の故障により当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測することが困難となった場合において、当該パラメータを推定するために有効な情報を把握するために設置する。

ドライウェル水位の装置の構成、計測範囲等については、VI-1-5-1「計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書」による。

##### 1. 個数の設定根拠

ドライウェル水位は、重大事故等対処設備として当該水位を計測するために必要な個数であり、当該水位を計測可能なように原子炉格納容器床面から-3.0m, -1.0m, +0.9m の各高さに1個ずつ設置し、合計3個設置する。

名	称	サプレッションプール水位（S A）
個 数	—	1

**【設 定 根 抠】**

(概 要)

- 重大事故等対処設備

重大事故等時に計測制御系統施設のうち計測装置として使用するサプレッションプール水位（S A）は、以下の機能を有する。

サプレッションプール水位（S A）は、重大事故等が発生し、計測機器（非常用のものを含む。）の故障により当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測することが困難となった場合において、当該パラメータを推定するために有効な情報を把握するために設置する。

サプレッションプール水位（S A）の装置の構成、計測範囲等については、VI-1-5-1「計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書」による。

1. 個数の設定根拠

サプレッションプール水位（S A）は、重大事故等対処設備として当該水位を計測するためには必要な個数であり、当該水位を計測可能なように 1 個設置する。

名 称	ペデスタル水位	
個 数	一	4
<b>【設 定 根 抠】</b>		
(概 要)		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・重大事故等対処設備</li> </ul> <p>重大事故等時に計測制御系統施設のうち計測装置として使用するペデスタル水位は、以下の機能を有する。</p> <p>ペデスタル水位は、重大事故等が発生し、計測機器（非常用のものを含む。）の故障により当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測することが困難となった場合において、当該パラメータを推定するために有効な情報を把握するために設置する。</p> <p>ペデスタル水位の装置の構成、計測範囲等については、VI-1-5-1「計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書」による。</p>		
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 個数の設定根拠</li> </ol> <p>ペデスタル水位は、重大事故等対処設備として当該水位を計測するために必要な個数であり、当該水位を計測可能なようにコリウムシールド上表面から+0.1m、+1.2m の各高さに1個ずつ、+2.4m の高さに2個設置し、合計4個設置する。</p>		

#### 4.8 原子炉建屋内の水素ガス濃度を計測する装置

名	称	原子炉建物水素濃度
個 数	—	7

##### 【設 定 根 拠】

###### (概 要)

- 重大事故等対処設備

重大事故等時に計測制御系統施設のうち計測装置として使用する原子炉建物水素濃度は、以下の機能を有する。

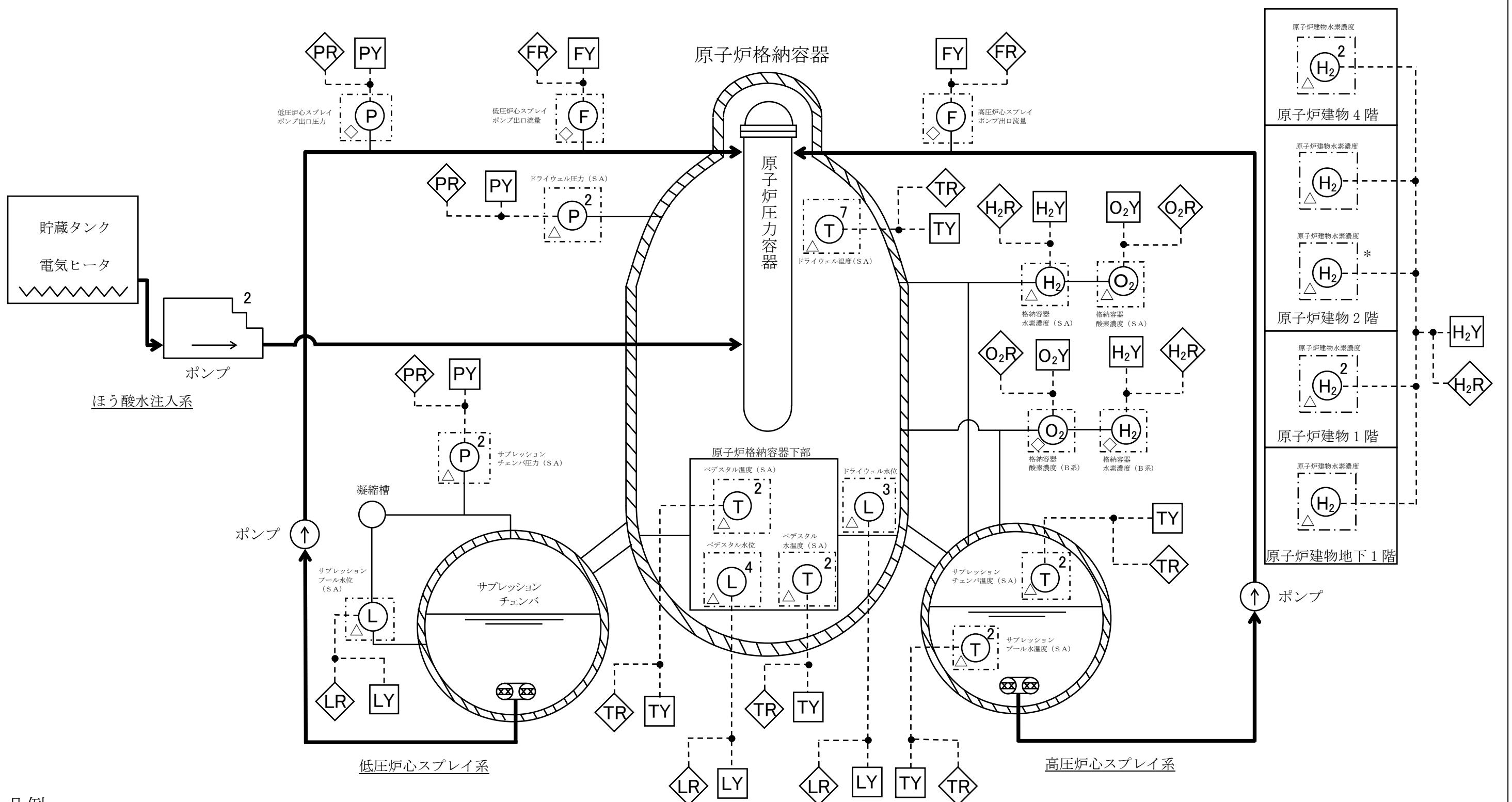
原子炉建物水素濃度は、炉心の著しい損傷が発生した場合において水素爆発による原子炉建物等の損傷を防止するために必要な設備として設置する。

原子炉建物水素濃度は、重大事故等が発生し、計測機器（非常用のものを含む。）の故障により当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測することが困難となった場合において、当該パラメータを推定するために有効な情報を把握するために設置する。

原子炉建物水素濃度の装置の構成、計測範囲等については、VI-1-5-1「計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書」による。

##### 1. 個数の設定根拠

原子炉建物水素濃度は、重大事故等対処設備として、水素が最終的に滞留する原子炉建物4階の壁面及び天井付近に位置的分散を考慮した2個、原子炉格納容器内で発生した水素が漏えいする可能性のある原子炉建物2階に1個、1階に2個、地下1階に1個、非常用ガス処理系吸込配管近傍に1個設置し、合計7個を設置する。



### 凡例

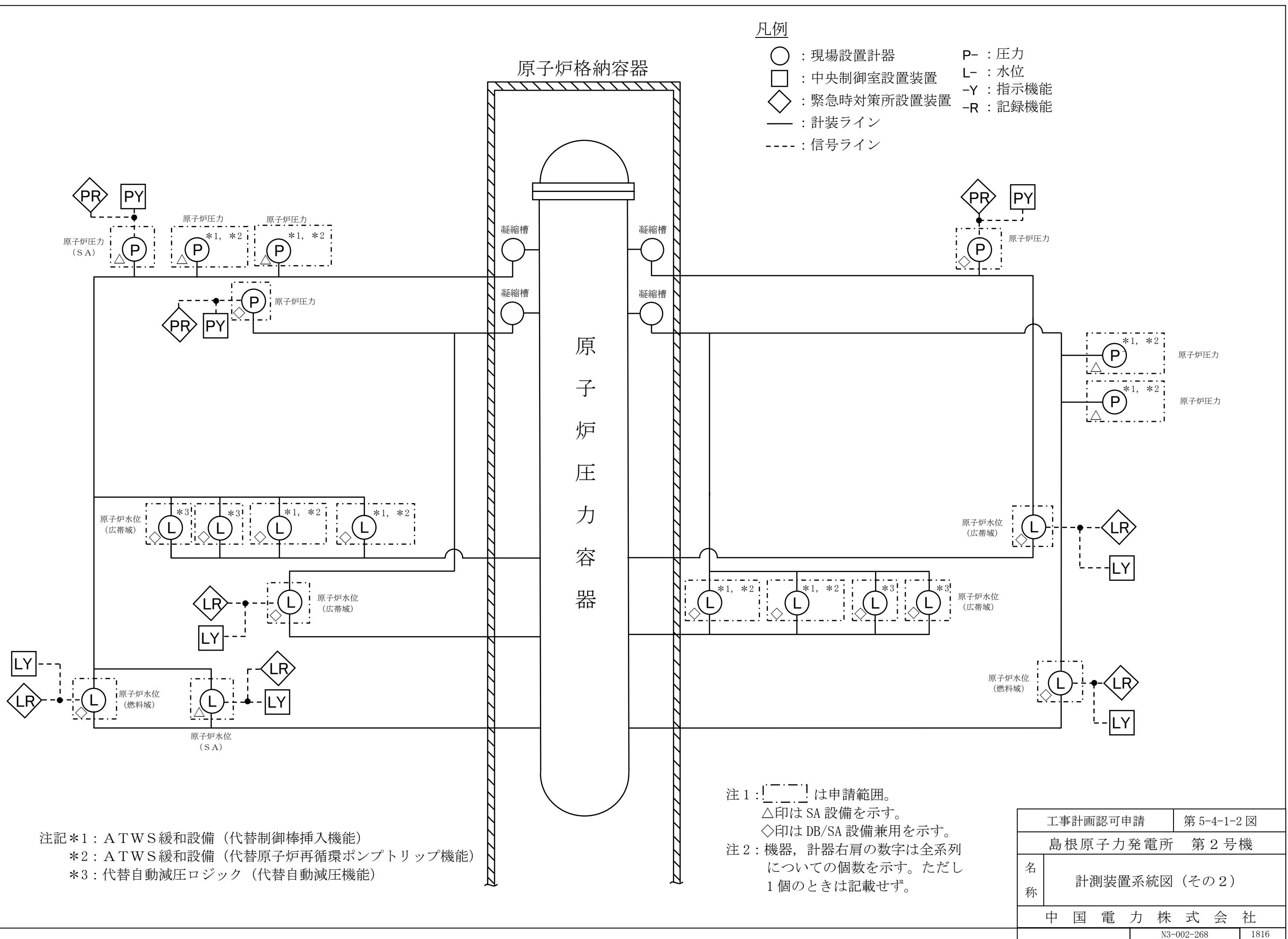
- : 現場設置計器
- : 中央制御室設置装置
- ◇ : 緊急時対策所設置装置
- : 計装ライン
- - - : 信号ライン
- T- : 温度
- P- : 壓力
- F- : 流量
- L- : 水位
- O<sub>2</sub>- : 酸素
- H<sub>2</sub>- : 水素
- Y : 指示機能
- R : 記録機能

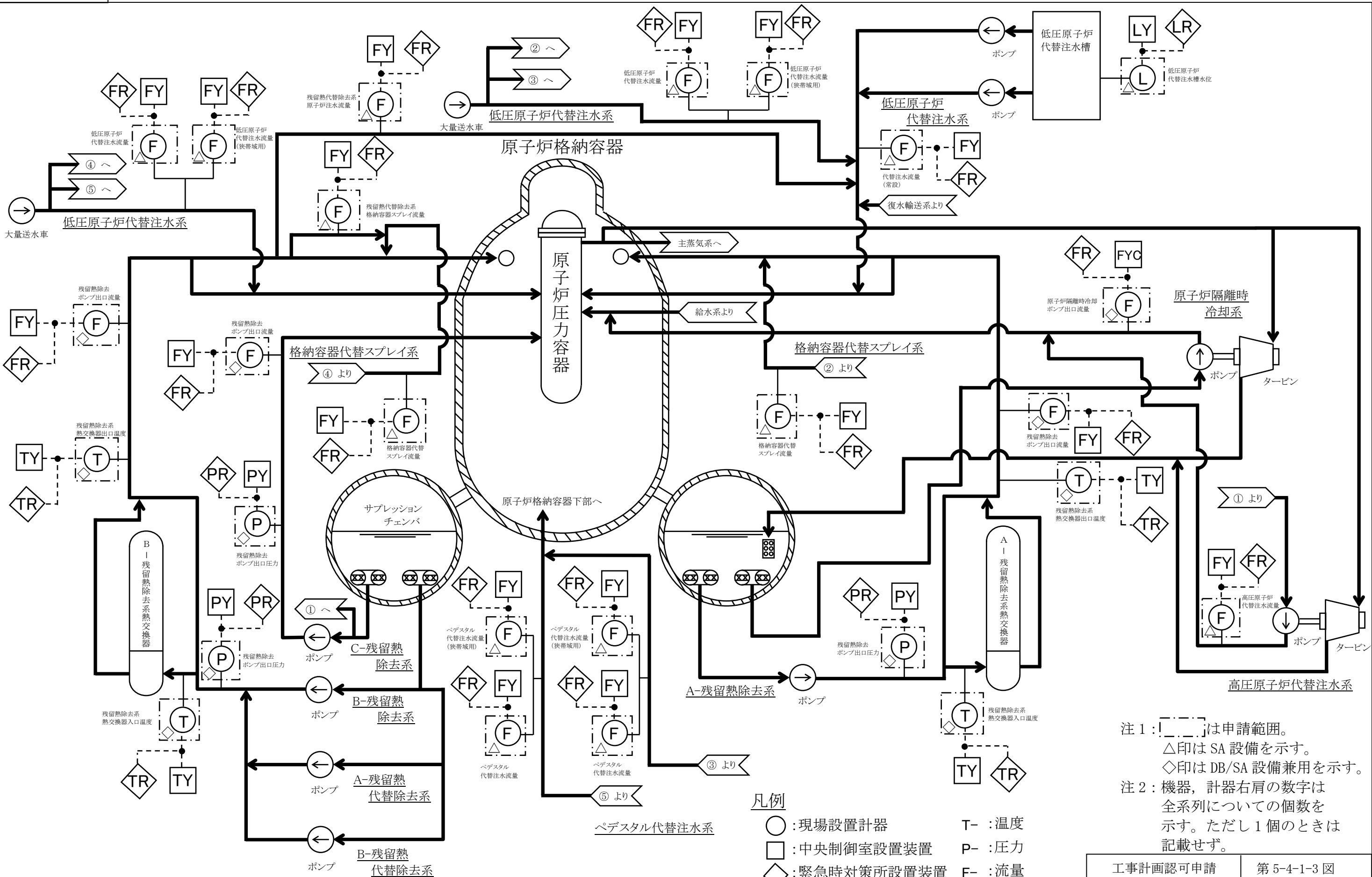
注 1 : [ ] は申請範囲。  
 △印は SA 設備を示す。  
 ◇印は DB/SA 設備兼用を示す。

注 2 : 機器、計器右肩の数字は全系列についての個数を示す。ただし 1 個のときは記載せず。

注記\* : 非常用ガス処理系吸込配管近傍

工事計画認可申請	第 5-4-1-1 図
島根原子力発電所 第 2 号機	
名 称	計測装置系統図 (その 1)
中 国 電 力 株 式 会 社	

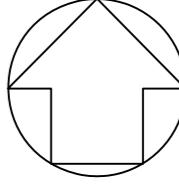


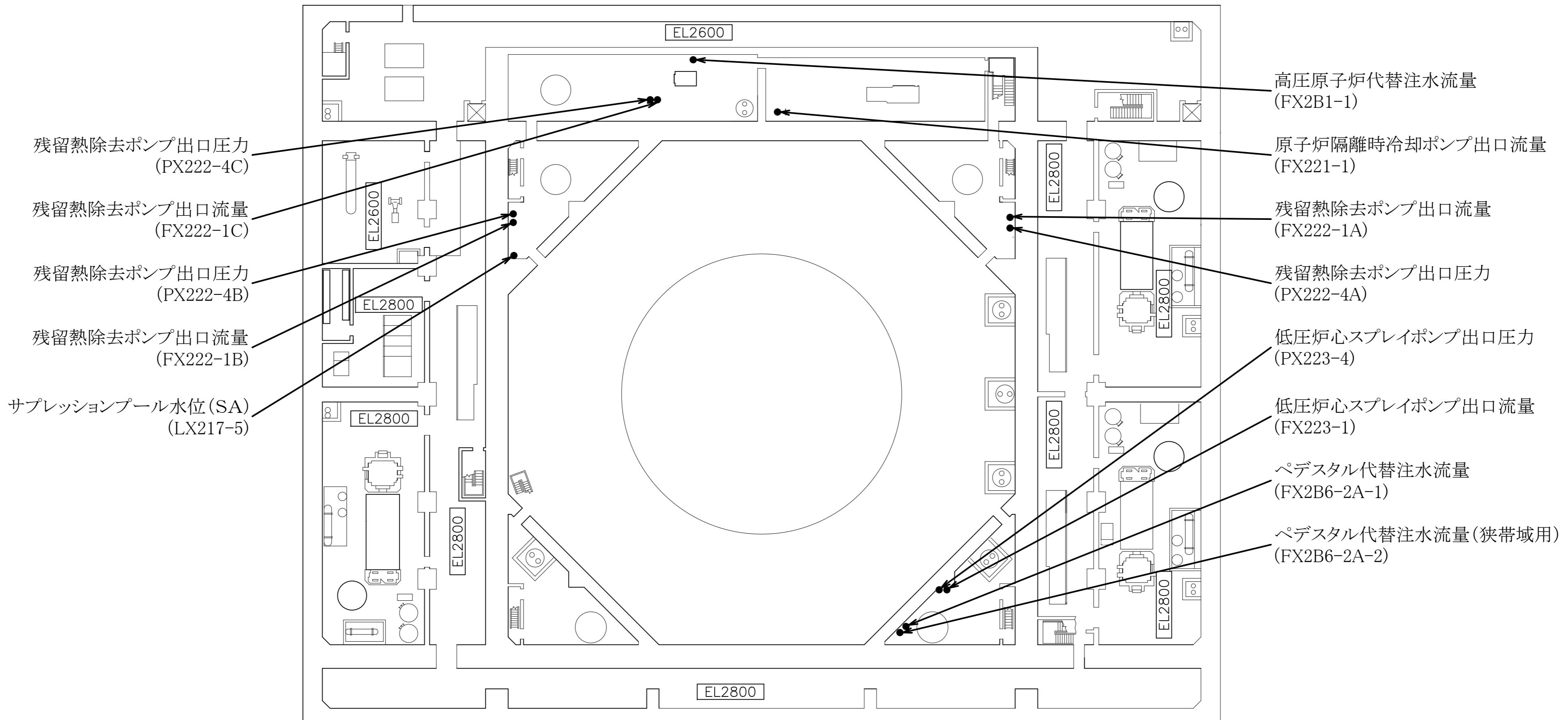


注1: [ ] は申請範囲。  
△印は SA 設備を示す。

注2：機器、計器右肩の数字は全系列についての個数を示す。ただし1個のときは記載せず。

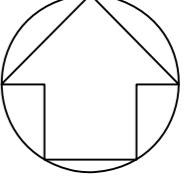
工事計画認可申請		第 5-4-1-3 図
島根原子力発電所 第 2 号機		
名 称	計測装置系統図 (その 3)	
	中 国 電 力 株 式 会 社	
	N3-002-269	1902

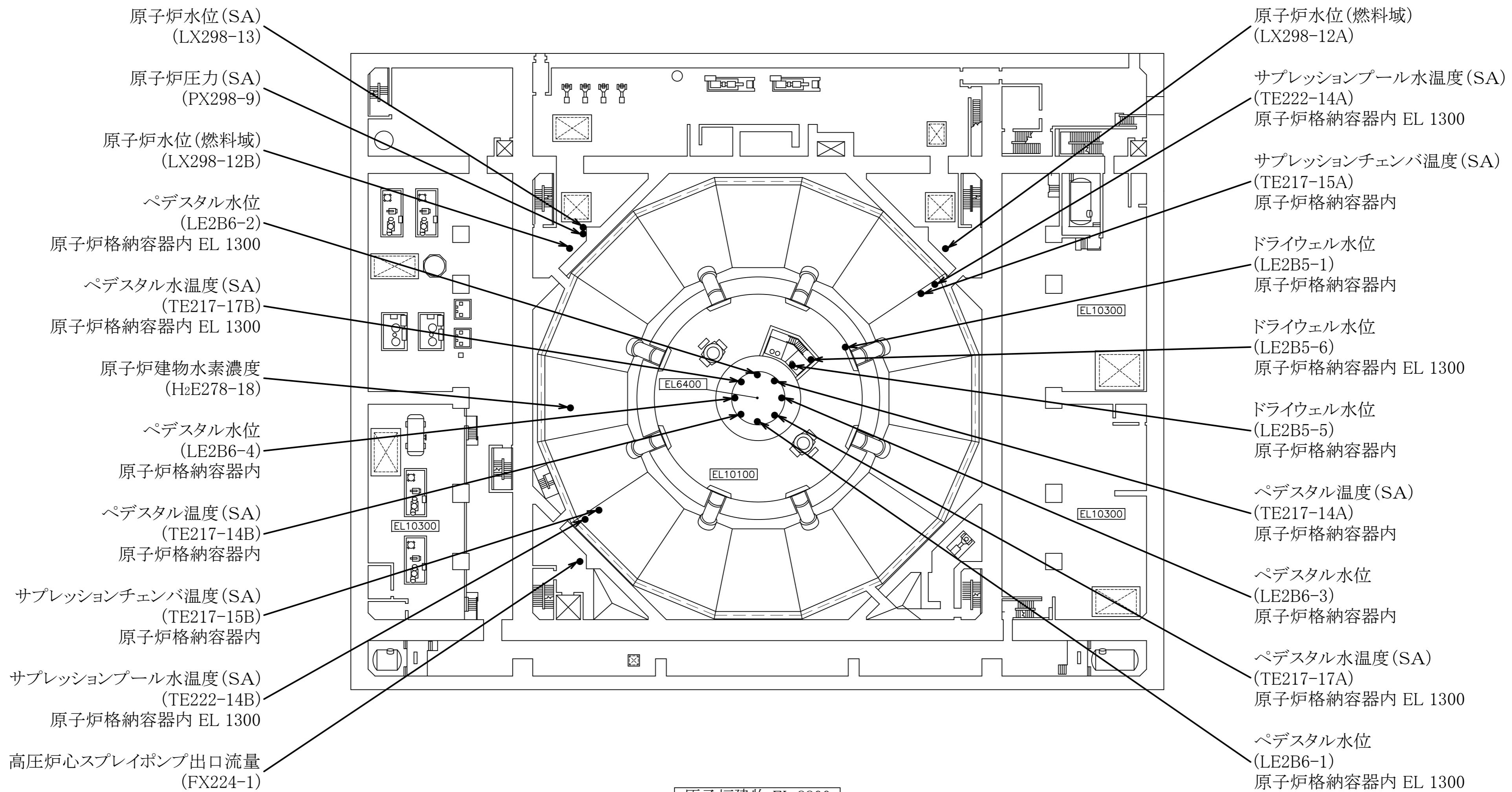
PN  




原子炉建物 EL 1300

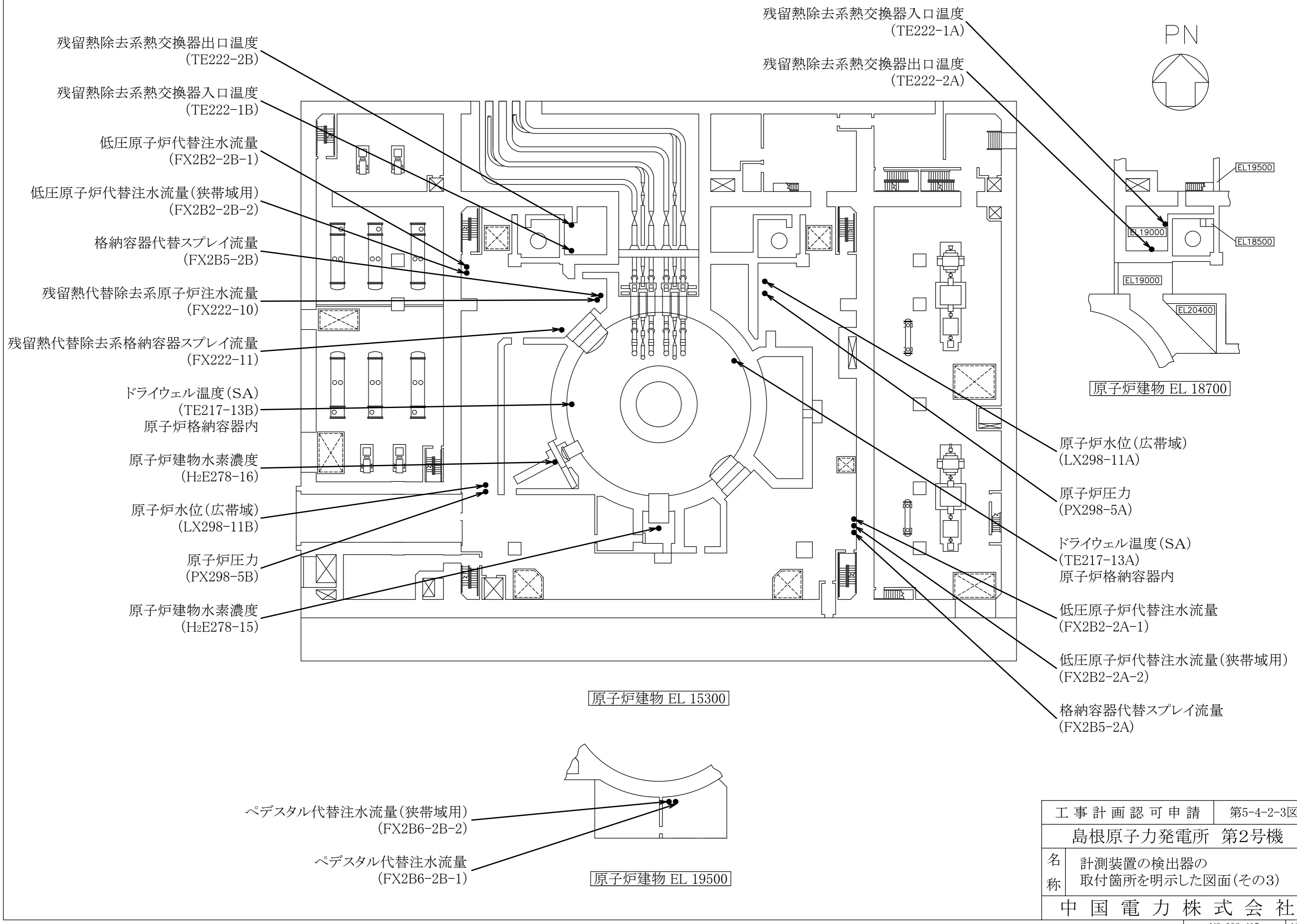
工事計画認可申請		第5-4-2-1図
島根原子力発電所 第2号機		
名 称	計測装置の検出器の取付箇所を明示した図面(その1)	
中国電力株式会社		

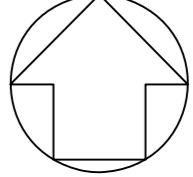
PN  


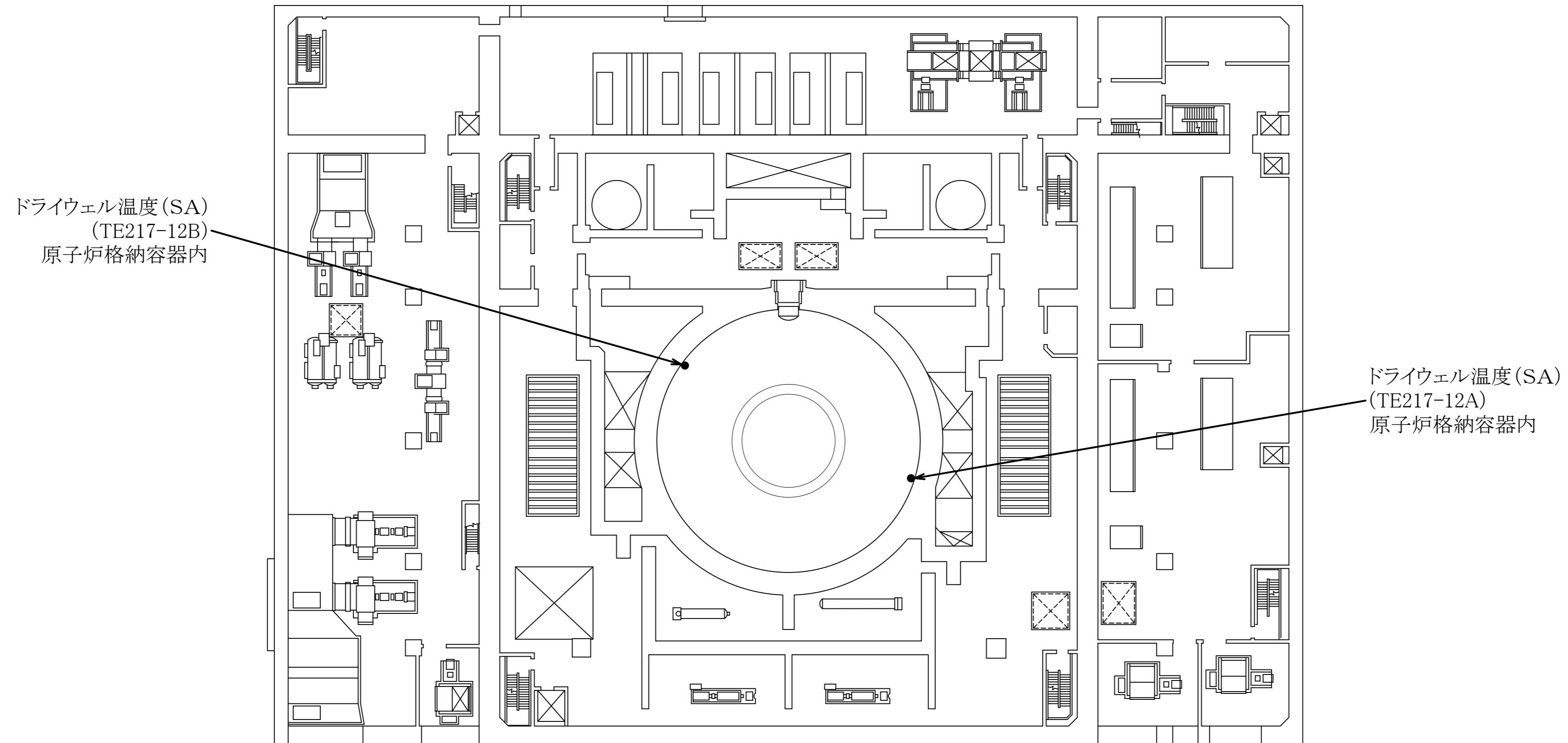


原子炉建物 EL 8800

工事計画認可申請	第5-4-2-2図
島根原子力発電所 第2号機	
名 称	計測装置の検出器の取付箇所を明示した図面(その2)
中国電力株式会社	

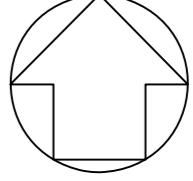


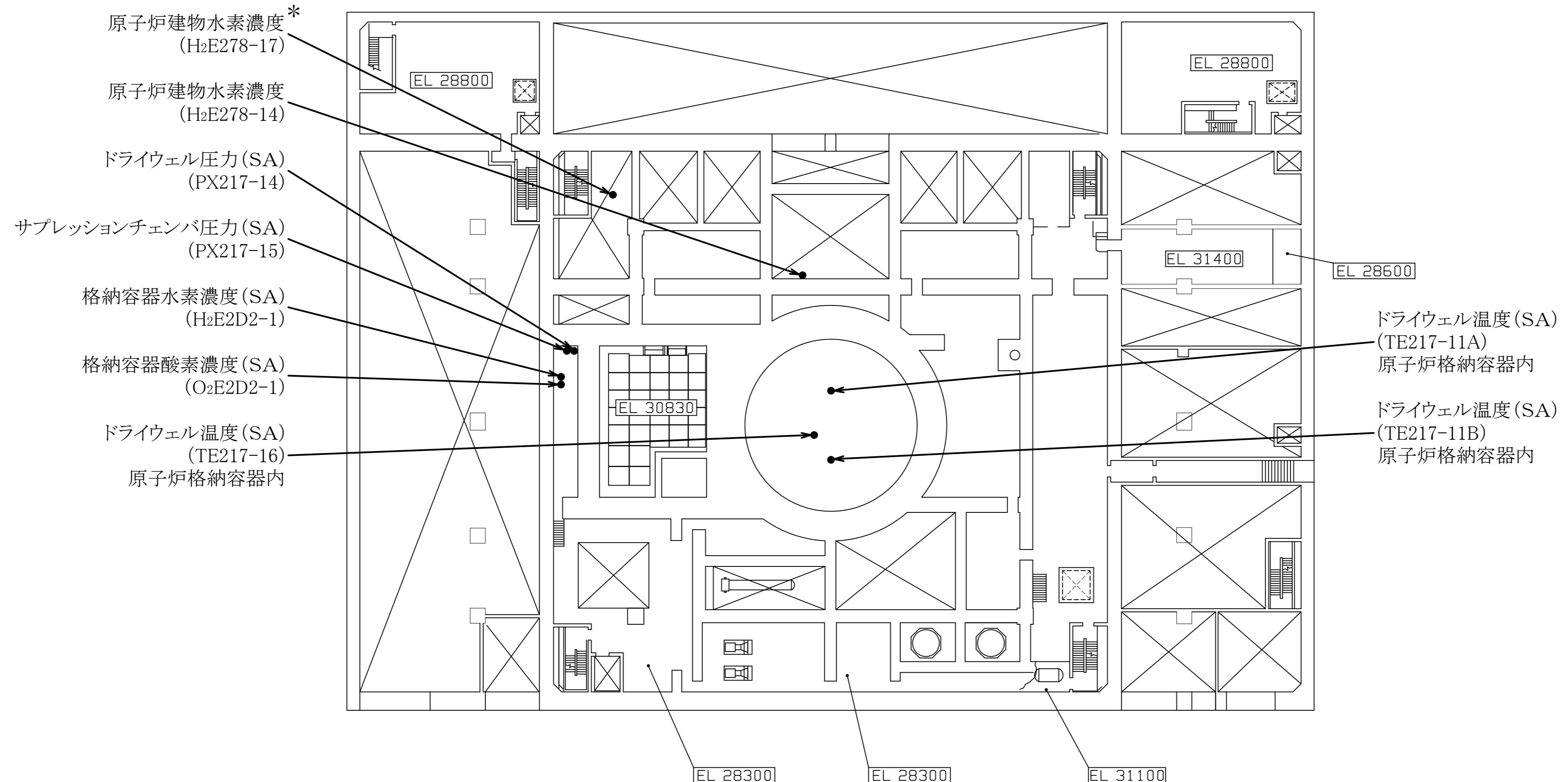
PN  




[原子炉建物 EL 23800]

工事計画認可申請	第5-4-2-4図
島根原子力発電所 第2号機	
名 称	計測装置の検出器の取付箇所を明示した図面(その4)
中国電力株式会社	

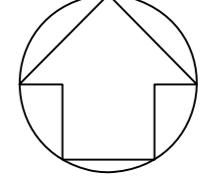
PN  


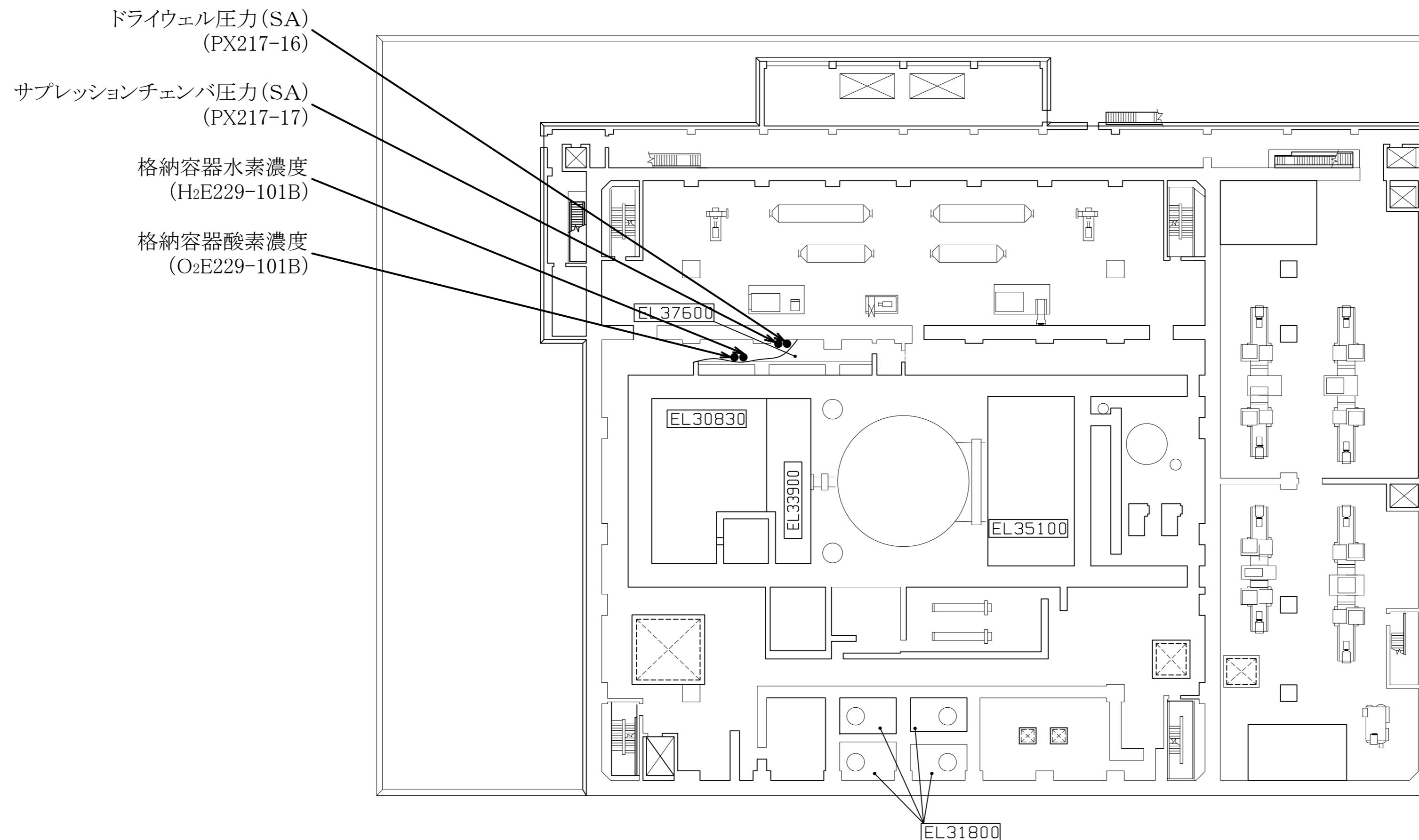


原子炉建物 EL 30500

注記\* : 非常用ガス処理系吸込配管近傍

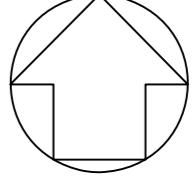
工事計画認可申請	第5-4-2-5図
島根原子力発電所 第2号機	
名 称	計測装置の検出器の取付箇所を明示した図面(その5)
中国電力株式会社	

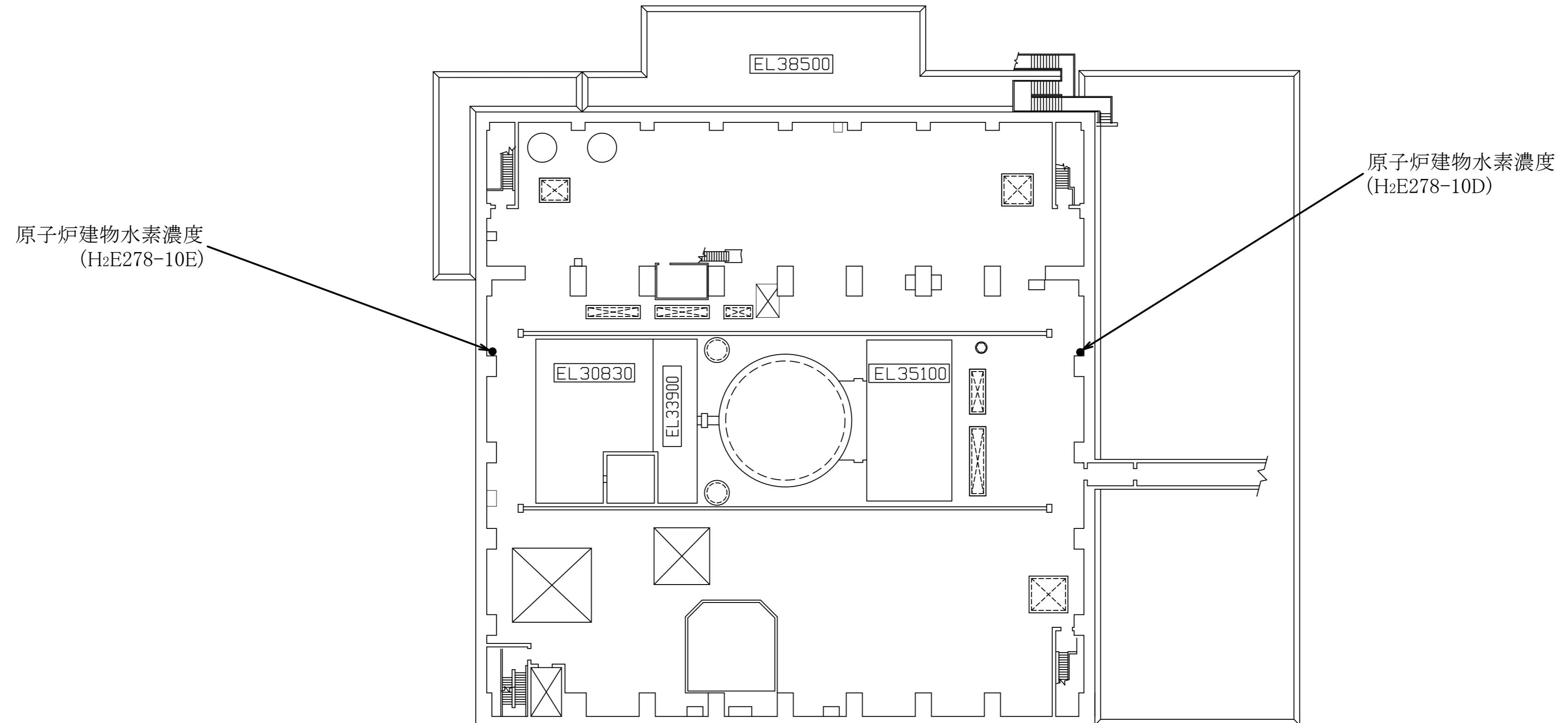
PN  




[原子炉建物 EL 34800]

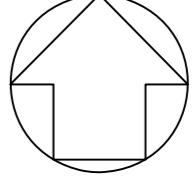
工事計画認可申請	第5-4-2-6図
島根原子力発電所 第2号機	
名 称	計測装置の検出器の取付箇所を明示した図面(その6)
中国電力株式会社	

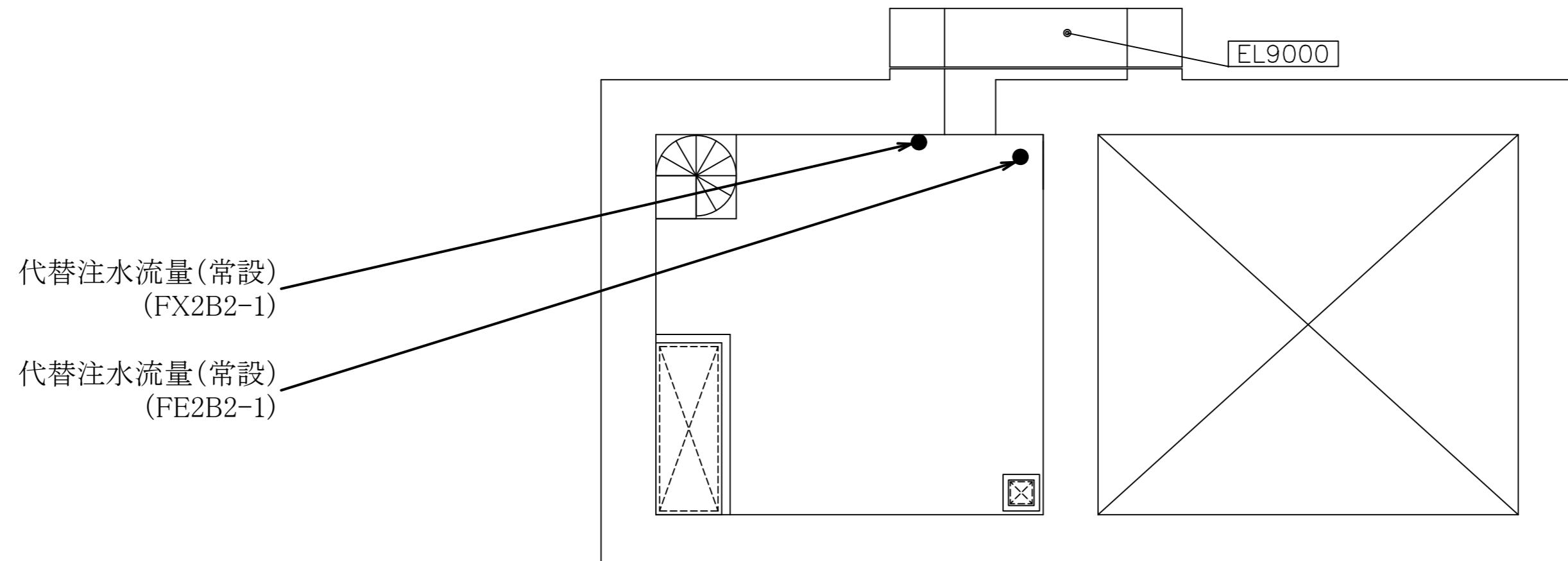
PN  




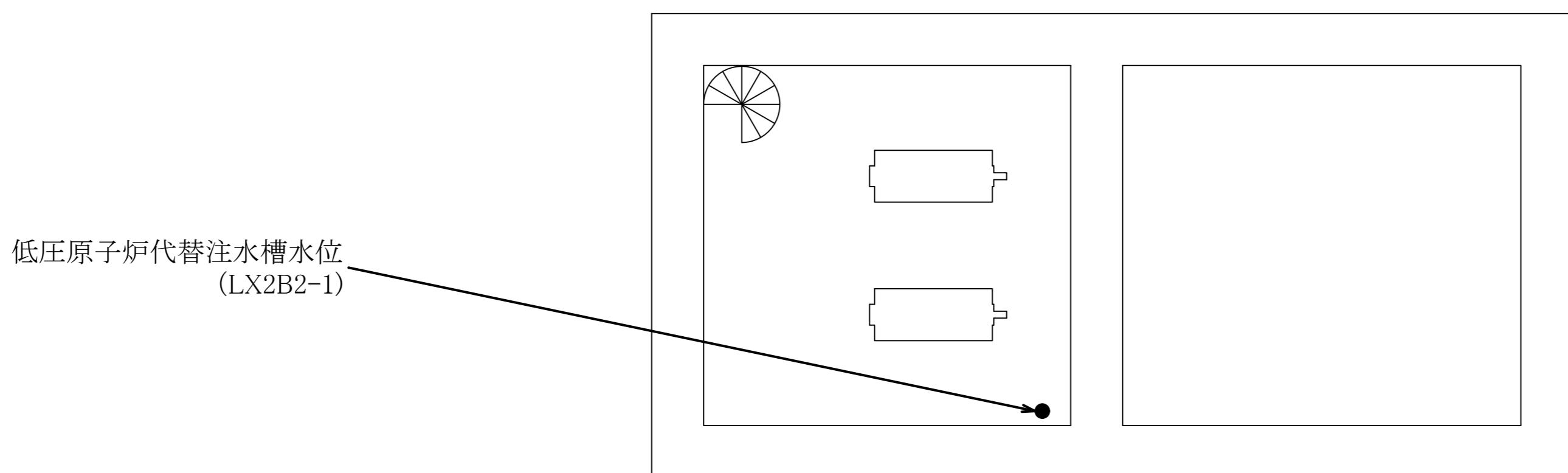
原子炉建物 EL 42800

工事計画認可申請	第5-4-2-7図
島根原子力発電所 第2号機	
名 称	計測装置の検出器の取付箇所を明示した図面(その7)
中国電力株式会社	

PN  




[低圧原子炉代替注水ポンプ格納槽 EL 8200]



[低圧原子炉代替注水ポンプ格納槽 EL 700]

工事計画認可申請	第5-4-2-8図
島根原子力発電所 第2号機	
名 称	計測装置の検出器の取付箇所を明示した図面(その8)
中国電力株式会社	